令和８年第１回安堵町議会定例会会議録

（３日目）

令和８年３月１８日（水）開議

午前１０時

１　応招議員　９名

１番	松田　勝	２番	近藤　晃一
３番	森田　裕康	４番	福井　保夫
５番	淺野　勉	６番	上林　勝美
７番	山岡　敏	８番	増井　敬史
９番	森田　瞳		

２　出席議員　９名

３　欠席議員　なし

４　地方自治法第１２１条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町長	西本　安博	副町長	富井　文枝
教育長	久保　茂樹		
総務部長	吉田　一弘	住民生活部長	勝井　顯
事業部長	廣瀬　好郁	理事	池田　佳永
教育次長	溝本　貴宏	会計管理者	富士　青美
総合政策課長	増田　篤人	安全安心課長	吉田　貴史
税務課長	藤岡　征章	住民課長	吉田　彰宏
子ども家庭推進室課長	西田　淳二	健康福祉推進室課長	井上　育久

５　職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長心得	吉岡　さとこ	議会事務局リーダー	吉田　裕一

6　会議事件は次のとおりである。

日　程

第　１　総務産業建設常任委員会委員長報告

議案第　９号　令和７年度安堵町一般会計補正予算（補正第９号）について

議案第１０号　令和７年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第３号）について

議案第１１号　令和７年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第３号）について

第　２　一般会計予算審査特別委員会委員長報告

議案第１３号　令和８年度安堵町一般会計予算について

第　３　特別会計等予算審査特別委員会委員長報告

議案第１４号　令和８年度安堵町国民健康保険特別会計予算について

議案第１５号　令和８年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算について

議案第１６号　令和８年度安堵町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第１７号　令和８年度安堵町下水道事業会計予算について

第　４　議案第１８号　安堵町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

第　５　議案第１９号　安堵町特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例について

第　６　議案第２０号　令和７年度安堵町一般会計補正予算（補正第１０号）について

第　７　常任委員会の閉会中の継続調査について

第　８　特別委員会の閉会中の継続調査について

第　９　議会運営委員会の閉会中の継続調査について

開　会

午前１０時００分

議長（近藤晃一）　おはようございます。

（「おはようございます」という声あり）

議長（近藤晃一）　只今の出席議員は９名でございます。

定足数に達していますので、会議は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程に従い進めてまいります。

日程第１「総務産業建設常任委員会委員長報告」を議題とします。

総務産業建設常任委員会の委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員会委員長（増井敬史）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。増井総務産業建設常任委員会委員長。

（増井総務産業建設常任委員会委員長　登壇）

総務産業建設常任委員会委員長（増井敬史）　おはようございます。議席番号８番　増井敬史です。

令和８年３月１０日、安堵町議会議長　近藤晃一様。総務産業建設常任委員会委員長　増井敬史。総務産業建設常任委員会報告書。本委員会に付託された事件について、審査の結果、別紙のとおり会議規則第７１条の規定により報告します。

１．審査事項、付託案件について。議案第９号「令和７年度安堵町一般会計補正予算（補正第９号）について」、議案第１０号「令和７年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第３号）について」、議案第１１号「令和７年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第３号）について」

２．開催日時及び場所、令和８年３月１０日火曜日、午前１０時から、安堵町議会第

２委員会室。

３．出席者、（１）委員　委員長　増井、森田裕康副委員長、松田委員、近藤委員、福井委員、淺野委員、上林委員、山岡委員、森田瞳委員。（２）説明員　吉田総務部長、勝井住民生活部長、廣瀬事業部長、池田理事、溝本教育次長、増田総合政策課長、吉田住民課長、西田子ども家庭推進室課長、井上健康福祉推進室課長。（３）議会事務局　吉岡局長心得、吉田リーダー。

４．審査の内容、３月４日の本会議において付託された案件について、各担当の説明員から詳細な説明を受け、慎重に審査しました。当委員会としての結果は次のとおりです。

５．審査の結果、議案第９号「令和７年度安堵町一般会計補正予算（補正第９号）について」議案書に基づき詳細な説明を受け、各委員から質疑があった。補正額１億４，４９３万円、歳入歳出総額４８億６，５４８万９，０００円。

審議し、採決の結果、委員全員の賛成で、当委員会としては原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第１０号「令和７年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第３号）について」県に納付する国民健康保険事業費納付金の確定等の費用であると説明を受けた。補正額１，３６５万７，０００円、歳入歳出総額１０億６２５万９，０００円。

審議し、採決の結果、委員全員の賛成で、当委員会としては原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第１１号「令和７年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第３号）について」税制改正等に伴う電算システムの改修費用であると説明を受けた。補正額１６３万９，０００円、歳入歳出総額９億４，５４０万３，０００円。

審議し、採決の結果、委員全員の賛成で、当委員会としては原案のとおり可決すべきものと決した。

以上。

議長（近藤晃一）　それでは、これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一）　質疑なしと認めます。

これより、案件ごとに討論、採決を行います。

はじめに、議案第９号「令和７年度安堵町一般会計補正予算（補正第９号）について」討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一）　討論なしと認めます。

これより、議案第９号について採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決です。

議案第９号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者　起立）

議長（近藤晃一）　起立、全員です。お座りください。

議案第９号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長（近藤晃一）　続きまして、議案第１０号「令和７年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第３号）について」討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一）　討論なしと認めます。

これより、議案第１０号について採決をします。

本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決です。

議案第１０号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者　起立）

議長（近藤晃一）　起立、全員です。お座りください。

議案第１０号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長（近藤晃一）　次に、議案第１１号「令和７年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第３号）について」討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一）　討論なしと認めます。

これより、議案第１１号について採決をします。

本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決です。

議案第１１号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者　起立）

議長（近藤晃一）　起立、全員です。お座りください。

議案第１１号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長（近藤晃一）　次に、日程第２「一般会計予算審査特別委員会委員長報告」を議題とします。

一般会計予算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

一般会計予算審査特別委員会委員長（福井保夫）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。福井一般会計予算審査特別委員会委員長。

（福井一般会計予算審査特別委員会委員長　登壇）

一般会計予算審査特別委員会委員長（福井保夫）　おはようございます。４番　福井です。

それでは、一般会計予算審査特別委員会の報告をします。

令和８年３月９日、安堵町議会議長　近藤晃一様。一般会計予算審査特別委員会委員長　福井保夫。一般会計予算審査特別委員会報告書。本委員会に付託された事件について、審査の結果、別紙のとおり会議規則第７１条の規定により報告します。

１．審査事項、付託案件について。議案第１３号「令和８年度安堵町一般会計予算について」

２．開催日時及び場所、令和８年３月６日金曜日、午前１０時から。安堵町議会第２委員会室。

３．出席者、（１）委員　福井委員長、増井副委員長、松田委員、森田裕康委員、淺野委員、上林委員、山岡委員、森田瞳委員。（２）オブザーバー　近藤議長。（３）説明員　西本町長、富井副町長、久保教育長、吉田総務部長、勝井住民生活部長、廣瀬事業部長、池田理事、溝本教育次長、富士会計管理者、増田総合政策課長、吉田安全安心課長、藤岡税務課長、吉田住民課長、西田子ども家庭推進室課長、井上健康福祉推進室課長。（４）事務局　吉岡事務局長心得、吉田リーダー。

４．審査の内容、３月４日の本会議において付託された案件について、各担当の説明員から詳細な説明を受け、慎重に審査しました。当委員会としての結果は次のとおりです。

５．審査の結果、議案第１３号「令和８年度安堵町一般会計予算について」令和８年度安堵町一般会計予算書と令和８年度当初予算審査特別委員会説明資料を基に、新規事業・臨時事業について、前年度と大きく増減した事業について、また、その他、説明しておく必要のある事業について説明を受け、審査した。

歳入歳出予算額４０億３，０００万円。前年度対比マイナス３億４，０００万円。

歳入について。町税については、法人住民税及び軽自動車税が減額となるものの、個人住民税、固定資産税及びたばこ税の増の見込みにより３，２６２万円、プラス３．９％の増額。

地方交付税については、１億７，９１３万４，０００円、プラス１３．０％の増額。

国庫支出金については、新型コロナウイルスワクチン助成金及び公立学校情報機器整備費補助金の皆減並びに基幹システム標準化に係るデジタル基盤改革支援補助金等の大幅減により７，３２３万４，０００円、マイナス１８．５％の減額。

県支出金については、国勢調査委託金及び参議院議員通常選挙委託金の皆減があるものの、ごみ広域化奈良モデル補助金及び学校給食費負担金軽減交付金の皆増により、１億７３３万１，０００円、プラス５１．３％の増額。

諸収入については、山辺・県北西部広域環境衛生組合負担金執行残返還額の増があるものの、学校給食材料費収入の皆減により９２１万２，０００円、マイナス１０．

６％の減額。

町債については、公共施設等適正管理推進事業債、緊急防災・減災事業債及びごみ処理管理事務所建設に係る一般廃棄物処理事業債が皆減したことで３億５，８７０万円、マイナス６８．２％の減額。

３億７，５４４万５，０００円の財源不足については、繰入金により予算の均衡に努めた。

歳出について。歳出全般にわたる見直しを全庁一丸となって進め、重点施策等の経費は優先的に配分し、将来世代に負担を先送りしない予算編成を行った。

人件費については、給与改定等により３，９００万６，０００円、プラス３．５％の増額。

扶助費については、児童生徒給食扶助の皆減等により８９２万７，０００円、マイナス１．９％の減額。

維持補修費については、１，３３０万５，０００円、マイナス１６．０％の減額。

物件費については、児童生徒用端末更新の皆減により４，６７５万７，０００円、マイナス５．３％の減額。

補助費等については、まほろば環境衛生組合負担金及び山辺・県北西部広域環境衛生組合負担金の皆減により２億５９５万４，０００円、マイナス３１．０％の減額。

投資的経費である普通建設事業費については、中央公園体育館アリーナ防水・空調工事、町内施設ＬＥＤ化及び役場庁舎防水工事等の皆減により２億３，１６７万円、マイナス５０．１％の減額。

他会計への繰出金については、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計（保険事業勘定）への繰出が増額となるため８００万２，０００円、プラス２．０％の増額。

以上のことから、令和８年度一般会計の総額は４０億３，０００万円で、前年度に比べ３億４，０００万円、マイナス７．８％の減額となる。

これらに基づき、各課の所管する事業について詳細な説明があった。各委員から活発な質疑があり、慎重な審議がなされた。

審議し、採決の結果、委員多数の賛成で、当委員会としては原案のとおり可決すべきものと決した。

以上です。

議長（近藤晃一）　それでは、只今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一）　質疑なしと認めます。

これより、議案第１３号「令和８年度安堵町一般会計予算について」討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一）　討論なしと認めます。

これより、議案第１３号について採決をします。

本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決です。

議案第１３号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者　起立）

議長（近藤晃一）　起立、全員です。お座りください。

議案第１３号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長（近藤晃一）　続いて、日程第３「特別会計等予算審査特別委員会委員長報告」を議題といたします。

特別会計等予算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

特別会計等予算審査特別委員会委員長（松田　勝）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。松田特別会計等予算審査特別委員会委員長。

（松田特別会計等予算審査特別委員会委員長　登壇）

特別会計等予算審査特別委員会委員長（松田　勝）　特別会計等予算審査特別委員会報告書

でございます。只今から報告させていただきます。

令和８年３月１２日、安堵町議会議長　近藤晃一様。特別会計等予算審査特別委員会委員長　松田勝。特別会計等予算審査特別委員会報告書。本委員会に付託された事件について、審査の結果、別紙のとおり会議規則第７１条の規定により報告します。

１．審査事項、付託案件について。議案第１４号「令和８年度安堵町国民健康保険特別会計予算について」、議案第１５号「令和８年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算について」、議案第１６号「令和８年度安堵町後期高齢者医療特別会計予算について」、議案第１７号「令和８年度安堵町下水道事業会計予算について」

２．開催日時及び場所、令和８年３月９日月曜日、午前１０時から。安堵町議会第２委員会室。

３．出席者、（１）委員　松田委員長、森田瞳副委員長、森田裕康委員、福井委員、淺野委員、上林委員、山岡委員、増井委員。（２）オブザーバー　近藤議長。（３）説明員　西本町長、富井副町長、久保教育長、吉田総務部長、勝井住民生活部長、廣瀬事業部長、池田理事、溝本教育次長、富士会計管理者、増田総合政策課長、吉田住民課長、井上健康福祉推進室課長。（４）議会事務局　吉岡局長心得、吉田リーダー。

４．審査の内容、３月４日の本会議において付託された案件について、各担当の説明員から詳細な説明を受け、慎重に審査しました。当委員会としての結果は次のとおりです。

５．審査の結果、（１）議案第１４号「令和８年度安堵町国民健康保険特別会計予算について」令和８年度の歳入歳出予算の総額は、それぞれ９億５，１６５万８，０００円であり、前年度と比べ３，３２６万８，０００円、マイナスの３．４％の減少となる。

今回、子ども・子育て支援納付金が新設をされ、国民健康保険特別会計予算に計上されるため１７８万８，０００円、プラス１．１％の増額となる。

審議し、採決の結果、委員多数の賛成で、当委員会としては原案のとおり可決すべきものと決した。

（２）議案第１５号「令和８年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算について」歳入歳出予算の総額は、それぞれ９億３，７８０万円であり、前年度と比べ２，２１３万８，０００円、プラス２．４％の増額となる。

令和８年度は、いわゆる団塊の世代が７５歳以上を迎えていること、要介護認定率や介護給付費が急増する８５歳以上の人口が、今後も増加傾向が続くことが見込まれることから、安堵町としての対策が重要となってくる。

審議し、採決の結果、委員全員の賛成で、当委員会としては原案のとおり可決すべき

ものと決した。

（3）議案第１６号「令和８年度安堵町後期高齢者医療特別会計予算について」歳入歳出の予算の総額は、それぞれ１億８，２７３万５，０００円であり、前年度と比べ１，９１３万６，０００円、プラス１１．７％の増額となる。

令和８年度より、子どもや子育て世代を支えるために、後期高齢者医療保険料の基礎賦課金（医療分）に加え、子ども・子育て支援金分（子ども分）を徴収することとなった。

審議し、採決の結果、委員多数の賛成で、当委員会としては原案のとおり可決すべきものと決した。

（4）議案第１７号「令和８年度安堵町下水道事業会計予算について」収益的収入及び支出について、収益的収入は２億４，８４２万７，０００円、収益的支出は２億４，５３３万８，０００円。資本的収入及び支出について、資本的収入１億８，２５０万円、資本的支出２億２，００６万６，０００円。

資本的収入額が資本的支出に対して不足する額３，７５６万６，０００円は、当年度損益勘定留保資金３，７５６万６，０００円で補填するものとする。

審議し、採決の結果、委員全員の賛成で、当委員会としては原案のとおり可決すべきものと決した。

以上です。

議長（近藤晃一）　それでは、只今の委員長報告に対しての質疑を行います。

質疑は、ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一）　質疑なしと認めます。

これより、案件ごとに討論を行い、採決を行います。

はじめに、議案第１４号「令和８年度安堵町国民健康保険特別会計予算について」討論を行います。

討論ありませんか。

６番（上林勝美）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。上林議員。

６番（上林勝美）　議案に反対する討論を行います。

議長（近藤晃一）　はい。では、まず原案に反対者の発言を許します。

（上林議員　登壇）

６番（上林勝美）　議席番号６番　上林です。それでは、議案第１４号「令和８年度安堵町国民健康保険特別会計予算について」反対の立場から意見を申し上げます。

令和８年度は、子ども子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、新たに子ども子育て支援金制度が創設され、所得割で０．３１％、均等割で１８歳以上の被保険者は１，９００円が負担増となります。政府は現役世代の負担軽減を掲げながら、被用者保険や国民健康保険、後期高齢者医療制度など、すべての医療保険に、子ども子育て支援金を上乗せして徴収します。

税でも保険でもない、新たな負担を公的医療保険に紛れ込ませて収奪するという極めて異例で筋違いの制度です。少子化対策の加速化プランの財源として、総額３．６兆円のうち、１兆円をこの支援金で賄うとしていますが、子育て支援を本気で強化するなら、国庫負担で対応すべきと考えます。

そもそも、子育て支援は社会保障の対象ではなく、医療保険料を少子化対策に流用すること自体、疾病や老齢などの健康リスクに備えるという、公的医療保険の目的から大きく逸脱しています。医療と無関係の政策を保険料に上乗せする必要性はなく、制度の枠組みをねじ曲げて新たな負担を課す今回の方式は、合理性を欠き、深刻な欠陥を抱えています。

この方式が前例となれば、医療と無関係な政策にまで保険料が流用される危険があります。

今回、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分については、県の方で基金を取り崩し、値上げ抑制を図ったという点については一定評価できるものの、子ども子育て支援金という筋違いな負担を新たに導入し、被保険者の負担増となる今回の予算案には賛成できないことを申し上げ、私の反対意見とさせていただきます。

議長（近藤晃一）　はい。それでは次に、賛成討論は、ありませんか。

３番（森田裕康）　はい。

議長（近藤晃一）　はい。森田裕康議員。

３番（森田裕康）　賛成討論をいたします。

議長（近藤晃一）　はい。原案に賛成者の発言を許します。

（森田裕康議員　登壇）

３番（森田裕康）　議席番号３番　森田裕康です。只今から議案１４号の賛成討論をいたします。

議案１４号は、今回、子ども子育て支援納付金が新設され、国民健康保険特別会計予算に計上されました。子ども子育て支援納付金は、少子化対策として令和８年度から導入される新しい財源です。目的は、社会全体で子育て世帯を支える仕組みを構築することであり、また、人口減少を食い止めることにより、高齢者を支える基盤を再生することに繋がります。

制度の財源は、公的医療保険の保険料に上乗せして徴収され、児童手当の拡充・妊婦支援給付・育休給付の充実・こども誰でも通園制度など、法律で使途が固定された施策に与えられます。

次に、国民健康保険に加入している方の支援金額は、住まいの市町村が定める条例に基づき、世帯や個人の所得等に応じて決定されることになっている。本件は、子ども子育て支援制度に基づいて適切に予算計上しているものである。

法律優位の原則は行政法における基本原則の一つであり、行政の活動は法律の定めに違反してはならないという考え方で、行政機関は国民に対して、法律にのっとらない命令や行政指導をすることはできず、内部の通達や職務命令も法律に抵触しては無効となります。この原則により、行政権の恣意的行使や権力の乱用を防ぎ、国民の権利と自由を保護する役割となる。

以上のことから、本件議案１４号「安堵町国民健康保険特別会計予算について」は、法律を適切に適用していることから賛成であります。

以上です。

議長（近藤晃一）　反対、賛成、両討論がありました。

これで、討論を終わります。

これより、議案第１４号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決です。

議案第１４号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者　起立）

議長（近藤晃一）　起立、多数です。お座りください。

議案第１４号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長（近藤晃一）　次に、議案第１５号「令和８年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算について」討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一）　討論なしと認めます。

これより、議案第１５号について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決です。

議案第１５号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者　起立）

議長（近藤晃一）　起立、全員です。お座りください。

議案第１５号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長（近藤晃一）　続いて、議案第１６号「令和８年度安堵町後期高齢者医療特別会計予算について」討論を行います。

討論ありませんか。

６番（上林勝美）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。上林議員。

６番（上林勝美）　議案に反対する討論を行います。

議長（近藤晃一）　はい。では、原案に反対者の発言を許します。

（上林議員　登壇）

６番（上林勝美）　議席番号６番　上林です。それでは、議案第１６号「令和８年度安堵町後期高齢者医療特別会計予算について」反対の立場から意見を述べさせていただきます。

令和８年度は、保険料の見直しが行われ、医療分の均等割では５万１，５００円から５万7，１００円へ、所得割では１０．５５％から１０．６３％へと引き上げとなります。さらに、子ども子育て支援金分が導入され、所得割０．２５％、均等割１，４００円が新たに追加されます。これらの改定により、安堵町で年間一人あたり平均約８，０００円の値上げとなります。

前回の改定時に、出産育児一時金のために財源を賄うとして、被保険者一人あたり年間６２９円の負担増が盛り込まれました。今回も法改正により、新たな負担増が導入されます。

先の反対討論で申し上げたとおり、医療保険への子ども子育て支援金の、新たな負担の導入は筋違いなものであり、認めるわけにはいきません。さらに今回は、医療分についても負担増となり、後期高齢者にとっては二重の負担増となります。

近年、物価の上昇に対し、年金の給付が追いついておらず、暮らしが大変な高齢者に対し、理不尽な負担を求める内容が含まれた予算には大きな問題があると考えます。

後期高齢者医療特別会計については、なかなか町の裁量が及ばない点については理解していますが、以上のことから議案第１６号には賛成できないことを申し上げ、私の反対意見とさせていただきます。

議長（近藤晃一）　それでは、賛成討論は、ありませんか。

３番（森田裕康）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。森田裕康議員。

３番（森田裕康）　賛成討論をいたします。

議長（近藤晃一）　はい。賛成討論の発言を許可いたします。

（森田裕康議員　登壇）

３番（森田裕康）　議席番号３番　森田裕康です。議案１６号の賛成討論を行います。

議案16号は、今回、子ども子育て支援納付金が新設され、安堵町後期高齢者医療特別会計予算に計上されました。子ども子育て支援納付金は、少子化対策として令和８年度から導入される新しい財源です。目的は、社会全体で子育て世帯を支える仕組みを構築することにあり、また、人口減少を食い止めることにより、高齢者を支える基盤を再生することに繋がります。

制度の財源は、公的医療保険の保険料に上乗せて徴収され、児童手当の拡充・妊婦支援給付・育休給付の充実・こども誰でも通園制度など、法律で使途が固定された施策に与えられます。

次に、後期高齢者医療制度は、奈良県のすべての市町村が加入する、奈良県後期高齢者医療広域連合が保険者となっています。後期高齢者医療制度に加入している方の支援金額は、奈良県後期高齢者者医療広域連合が定める条例に基づき、個人の所得等に応じて決定されることになっています。本件は、子ども子育て支援制度に基づいて適切に予算計上しているものである。

法律優位の原則は行政法における基本原則の一つであり、行政の活動は法律の定めに違反してはならないという考え方で、行政機関は国民に対して、法律にのっとらない命令や行政指導をすることはできず、内部の通達や職務命令も法律に抵触しては無効となります。この原則により、行政権の恣意的行使や権力の乱用を防ぎ、国民の権利と自由を保護する役割となる。

以上のことから、本件議案第１６号「安堵町後期高齢者医療特別会計予算について」は、法律を適切に適用していることから賛成であります。

以上です。

議長（近藤晃一）　これで両討論を終わります。

これより、議案第１６号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決です。

議案第１６号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者　起立）

議長（近藤晃一）　起立、多数です。お座りください。

議案第１６号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長（近藤晃一）　続きまして、議案第１７号「令和８年度安堵町下水道事業会計予算について」討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一）　討論なしと認めます。

これより、議案第１７号について、採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決です。

議案第１７号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者　起立）

議長（近藤晃一）　起立、全員です。お座りください。

議案第１７号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長（近藤晃一）　続いて、日程第４　議案第１８号「安堵町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（増田篤人）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。増田総合政策課長。

（増田総合政策課長　登壇）

総合政策課長（増田篤人）　改めまして、おはようございます。総合政策課　増田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。議案第１８号「安堵町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」説明させていただきます。

本町固定資産評価審査委員３名のうち、冨士茂則委員が本年３月２９日をもって任期満了となります。その後任といたしまして、吉田悦治氏に選任のお願いをいたしたく提案するものでございます。

吉田氏は、これまでの経験から高い識見を有し、住民を代表する者として人格高潔な方でございます。つきましては、同氏を選任することについて議会の同意を求めるものでございます。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第１８号　安堵町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

下記の者を安堵町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第４２３条第３項の規定により、議会の同意を求める。

令和８年３月１８日提出、安堵町長　西本安博。

氏名　吉田悦治

略歴等は議案書別紙記載のとおりでございます。

任期につきましては、令和８年３月３０日から令和１１年３月２９日までの３年間でございます。

御審議、御同意のほど、よろしくお願いいたします。

議長（近藤晃一）　それでは、本案に対して質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一）　質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより議案第１８号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者　起立）

議長（近藤晃一）　起立、全員です。お座りください。

議案第１８号は、同意することに決定いたしました。

議長（近藤晃一）　続いて、日程第５　議案第１９号「安堵町特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例について」これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（増田篤人）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。増田総合政策課長。

（増田総合政策課長　登壇）

総合政策課長（増田篤人）　引き続き、増田でございます。議案第１９号「安堵町特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例について」でございます。それでは説明させていただきます。

本件につきましては、令和８年４月１日からの本町の組織改正により、これに係る条例の改正を行うものでございます。資料の２ページ３ページをお願いいたします。新旧対照表でございます。

当該条例の第１条として、安堵町特別職報酬等審議会条例第６条中「総合政策課」を「総務防災課」に改めます。

次に３ページでございます。当該条例の改正条例第２条として、安堵町行政不服審査会設置条例第７条中「総合政策課」を「総務防災課」に改めます。

以上でございます。

なお、本条例は令和８年４月１日から施行いたします。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第１９号　安堵町特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例について

安堵町特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和８年３月１８日提出、安堵町長　西本安博。

なお、改正本文は先ほどの説明と重複いたしますので、割愛させていただきます。

御審議の上、御可決いただけますよう、よろしくお願いいたします。

議長（近藤晃一）　それでは、これより本案に対して質疑を行います。

質疑は、ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一）　質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一）　討論なしと認めます。

これより、議案第１９号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者　起立）

議長（近藤晃一）　起立、全員です。お座りください。

議案第１９号は、原案のとおり可決されました。

議長（近藤晃一）　続いて、日程第６　議案第２０号「令和７年度安堵町一般会計補正予算（補正第１０号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（増田篤人）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。増田総合政策課長。

（増田総合政策課長　登壇）

総合政策課長（増田篤人）　総合政策課　増田でございます。議案第２０号「令和７年度安堵町一般会計補正予算（補正第１０号）について」でございます。それでは説明させていただきます。

本補正につきましては、国の令和７年度補正予算で、安心安全で心豊かに暮らせる持続可能な地域経済社会をつくるため、避難生活環境の抜本的な改善、災害に対応できる魅力的な地域づくりを目指す地方公共団体を緊急的に支援するため、地域未来交付金が計上されました。

この交付金を活用し、災害時における避難所等の生活環境の改善を図ることを目的に、必要な資機材を購入するため補正予算を計上するものでございます。

本事業につきましては、国の交付決定が３月下旬となっており、年度内完了が困難なことから繰越を行います。また、別事業といたしまして、現在進めております役場の電算機器更新事業につきまして、世界規模での半導体不足によりサーバー等の電算機器の年度内納品が困難なことから、併せて繰越を行います。

それでは資料をお願いいたします。はじめに歳出でございます。１２ページ１３ページをお願いいたします。

８款　消防費、１項　消防費、２目　災害対策費で、災害発生時における避難所等の環境改善資機材の購入のため１，６３０万９，０００円の増額補正でございます。

次に、歳入でございます。一つ戻っていただきまして１０ページ１１ページをお願いいたします。

１４款　国庫支出金、２項　国庫補助金、１目　総務費国庫補助金につきまして、歳出補正の、避難所等の資機材購入に対する国庫の財源として８１５万円の増額補正。

１８款　繰入金、１項　基金繰入金、１目　基金繰入金につきましては、本事業の、その他の財源として財政調整基金からの繰入金８１５万９，０００円の増額補正でございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第２０号　令和７年度安堵町一般会計補正予算（補正第１０号）について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２１８条第１項の規定に基づき、令和７年度安堵町一般会計補正予算（補正第１０号）を別紙のとおり提出する。
令和８年３月１８日提出、安堵町長　西本安博。
続きまして、補正予算書の２ページをお願いいたします。
議案第２０号　令和７年度安堵町一般会計補正予算（補正第１０号）
令和７年度安堵町一般会計補正予算（補正第１０号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）
第１条　歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ１，６３０万９，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４８億８，１７９万８，０００円とする。
２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。
（繰越明許費の補正）
第２条　繰越明許費の追加は、「第２表　繰越明許費補正」による。
令和８年３月１８日提出、安堵町長　西本安博。
次に３ページをお願いいたします。
第１表　歳入歳出予算補正、歳入でございます。
１４款　国庫支出金、２項　国庫補助金、補正前の額３億７，８７３万４，０００円、補正額８１５万円、計３億８，６８８万４，０００円。
１８款　繰入金、１項　基金繰入金、補正前の額２億７，２８０万３，０００円、補正額８１５万９，０００円、計２億８，０９６万２，０００円。
歳入合計。補正前の額４８億６，５４８万９，０００円、補正額１，６３０万９，０００円、計４８億８，１７９万８，０００円でございます。
続きまして４ページをお願いいたします。歳出でございます。
８款　消防費、１項　消防費、補正前の額１億８，２８８万円、補正額１，６３０万９，０００円、計１億９，９１８万９，０００円。
歳出合計。補正前の額４８億６，５４８万９，０００円、補正額１，６３０万９，０００円、計４８億８，１７９万８，０００円でございます。
次に５ページをお願いいたします。第２表　繰越明許費補正についてでございます。追加する事業といたしまして、２款　総務費、１項　総務管理費、事業名　電算機器更新事業で５３９万６，０００円。世界規模の半導体供給不足により、サーバー等の電算機器の年度内納品が困難なことから、今年度中に事業完了をすることが困難なため繰越を行います。
８款　消防費、１項　消防費、事業名　避難所環境改善整備事業１，６３０万９，０

００円。本事業の国の交付決定が令和８年３月下旬であり、今年度中に事業完了することが困難なため、繰越を行います。

以上でございます。

なお、７ページ以降の事項別明細書につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御可決のほど、よろしくお願いいたします。

議長（近藤晃一）　それでは、本案に対して質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一）　質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一）　討論なしと認めます。

これより、議案第２０号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者　起立）

議長（近藤晃一）　起立、全員です。お座りください。

議案第２０号は、原案のとおり可決されました。

議長（近藤晃一）　続いて、日程第７「常任委員会の閉会中の継続調査について」を議題といたします。

各常任委員会委員長から、所管事務について会議規則第６９条の規定により、お手

元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一）　異議なしと認めます。

各常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

議長（近藤晃一）　続いて、日程第８「特別委員会の閉会中の継続調査について」を議題といたします。

公共施設等合理化推進検討特別委員会委員長、また、遊水地底面利活用特別委員会委員長から、所管事務について会議規則第６９条の規定により、お手元に配布いたしております申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各特別委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一）　異議なしと認めます。

各特別委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

なお、子供及び子育て世代対策特別委員会につきましては、一定の成果が見込めたため、委員長から閉会中の継続調査の申し出がございません。よって、本定例会の会期の終了と同時に、本特別委員会は廃止になることを申し添えます。

議長（近藤晃一）　続いて、日程第９「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題といたします。

議会運営委員会委員長から、議会の運営に関する事項について、会議規則第６９条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一）　異議なしと認めます。

議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

９番（森田　瞳）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。森田議員。

９番（森田　瞳）　９番　森田でございます。自席から失礼いたします。西本町長におかれましては、平成２２年よりですね、今年７月に町長選挙が執行を予定されております。西本町長におかれましては、就任後、平成２４年から２５年にかけまして第４次の総合計画を策定していただき「小さくてもキラリ光る交流のまち　あんど」をテーマに、いろいろと諸事業をこの１６年間にわたってやっていただき、我々議会共々ですね、いろいろと意見を酌み交わしながら、現在１６年間しっかりと安堵町を見つめ、住民の幸せを願い、町長とともに、議会とともにですね、頑張ってきたつもりでございます。

特に、町長におかれましては、教育・子育ての支援、このことにつきましても、やはり力を注ぎ、特に、子どもたちの学校の施設、そしてまた改善ということについては、より強く気持ちを持って取り組んでいただいた次第でございます。

その中で、思い起こしましたら平成の２７年ですね、安堵中学校において給食の完

全実施もしていただいた。これは我々議会とともにですね、今のままの、やはり給食を完全実施しなければいけないという町長の御賛同を得て、我々父兄、ＰＴＡ、そしてまた子どもたちにもアンケートを実施してですね、実施の運びとなった思い出がございます。

また、いろいろと生活安全、そしてまた安心のことにつきましても、特に西本町長におきましては、このごみの処理。この広域化のごみの分別、この減量化の取組ということで、まほろば環境衛生組合、これは安堵町・広陵町、そして河合町をですね、中心とした、この中継施設の整備ということで力を注いでいただいております。

そして今現在、県の方にもですね、この就任中に広域の消防組合の設立、また広域水道事業団の設立、また国民健康保険、そうした県単位化ということでもって、いろいろと奈良県内をですね、西本町長は、くまなく、いろいろと意見を取り入れ、県の、いろいろやろうとする事業に協力をしていただいたということも、私は功績に思っております。

そして、この生活という面では平成２４年、このコミュニティバス、これは近鉄平端駅からＪＲ法隆寺駅ということで、これを運行することについて、昔は、この路線があったわけでございますけれども、どういうことか、この路線もやはり赤字化ということで止まっておった。これを町長も、やはり一生懸命、奈良交通等に及んでいただいて、これは私も忘れはいたしません。町長と一緒にですね、奈良交通の方へお願いに行った、要望に行った、記憶しております。そのことも実現、かないまして、そうしたことのコミュニティバスの実現も相成った次第でございます。

また、いろいろと、その他のインフラ整備のことにつきましてはですね、安堵町で今、懸案の遊水地の事業。今、進行中、建設中でございます。これがやはり大和川の整備と申せ、やはり安堵町は、これは、この整備の中で協力していかないかん。岡崎川の末端で笠目地区・窪田地区に必ずや豪雨のときには水つき、越水が相重なることで、これの遊水地の事業。これは国の直轄事業でございますけれども、これも取り入れられてですね、いろいろ賛同しながら今日まで至っておる。

ところが、この辺の遊水地のことで端を発して、事業は進んでおるものの、安堵町よりもうちょっと、いろいろと今後の若い者、そしてまた安堵町住民にとって、これからの私、この遊水地の上部の利用をどうしていくかということも、やはり検討していかなければならない。

そうしたことをいろいろと考えてみましたら、まだまだ安堵町にとって積み残された事業は数多く山積されておるように、私はそう考えております。

特に町長は、この第４期目のマニフェストの中で遊水地の問題、これを上部をどう

していこうかということも、やはり当然考えていかなければならないということも断言されておりましたし、そしてまた県道の郡山広陵線ですか。今、東安堵の方でですね、止まっておる県道の、それの延伸。これの方も、町長の第４期目の中でのマニフェストいうことで、私はしっかりと記憶にございます。

そうした事業半ばでございますので、まだ私たち議会の方もですね、第５期目に向かって、しっかりと安堵町をまた支えていただくことが必要だという思いもいたすわけの私、一人でございます。

そんなことで、今現在、町長の方で、この第５期目に向かって、どういう意気込みでおられるかということをお聞きをしたい。意見として我々は参考にしたいと思いますので、どうか忌憚のない意見をしていただいて、町長のお考えを私たち議会に示していただきたいと、かように思います。

以上です。

町長（西本安博）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。西本町長。

（西本町長　登壇）

町長　（西本安博）　只今、森田瞳議員から本当に身に余るお話がございました。５期目どうやということでございます。私は平成２２年８月から４期１６年、町長の職に就かせていただきました。今、森田瞳議員がおっしゃいましたように、その間のいろいろな施策・出来事について、今、頭の中は走馬灯のごとく駆けめぐっているわけでございます。

そして、その間、長きにわたり議員の皆様方には、ひとかたならぬ御指導御鞭撻をいただきましたことに感謝し、心から御礼を申し上げます。ありがとうございます。

そして、次の５期目がどうだということでございますが、これから先の４年間につきましては、年齢的なこともあり、特に健康が維持できるとも、ちょっと疑問がございます。自信がございません。

従いまして、今期をもって退任をさせていただきたいと考えております。長い間、支えていただきましたことに本当に感謝し、ありがとうございます。

なお、任期満了は８月３日ということになっておりますので、それまでは精一杯職務を遂行させていただきたいと思います。

あとは、かなり時間のかかる事業を何件か、おっしゃっていただきました。その件につきましては、安堵町の発展のために汗をかいていただく方にお任せしたい。このように思っております。

そういうことで、本当に皆様方にお世話かけました。ありがとうございます。精一杯やらせていただきましたことでございます。今後とも安堵町の発展のためには頑張ってまいりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。ありがとうございます。

（拍手）

９番（森田　瞳）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。森田瞳議員。

９番（森田　瞳）　私たち議会にとりましても、もう全員でございます。総じて５期目をね、やはり願っていただいておると。思っていただいておるということも、我々期待しておりましたですけども、今、残念ながら非常に５期目に向かっては、なかなか自分のやはり年齢的なこと。そしてまた、今まで精一杯やってこられ、私は、ひとつ満足感も、自分の気持ちの中で持っていただいてるんだというような取り方をいたしました。

ともあれ、一応この公式の場で、そうした５期目は遠慮したいということも今、こうした公の場で述べられておる以上はですね、やはり町長自ら次期の、この町長。これをやはり責任を持ってですね、自分のやってきた内容のこと、そしてまた次の安堵町をやはり建設をしていただく方にですね、この後継者をいうのを是非とも、やはり町長が先ほど申したように、責任を持っていただいて、先ほど触れました遊水地の、この事業の、やはり工事用の道路の県道への格上げ。また、遊水地の中での上部のやっぱり活用の方法。安堵町の住民にとって、より豊かな生活の環境をもう一つやっぱり考えていただこうということで、これもお願いしておきます。

また、県道の郡山線。これはですね、ＪＲ踏切北側の方の整備、これは町長、今現職の町長でなくてはできない。私そう感じております。

またこれは、当然やはり時期のかかることでございますし、これはやはり次に託していただける後継者の方にですね、ひとつ御説明いただいて、より快適な安堵町の道路整備をやっていただきたいと思います。

また、この今現在、第５次の総合計画。これは今、後期の分についての策定中というような時期でございます。これ特に町長の方は、この防災の拠点を作りたいと。ここ

１、２年前から、しっかりと意見として我々通じてきたわけでございますけども、その辺の防災の拠点をですね、やっぱりこれは１日も早く、建設的に向かって、実現に向かってですね、申し送りしていただければありがたいというようなことも思います。

この間、先だってちょっと我々、美咲町の方へ議員研修を行かしていただいた。その総括として我々議員に昨日、一昨日ですかな、教育委員会から、その報告会をしていただきました。担当者による。また教育長も同席で、していただきました。これはね、やはり非常に有意義なこと。子どもたち、小中の一貫教育、義務教育学校ということをですね、いろいろ、そこの中で我々は勉強させていただいたときに、この中で私は感じたんですけども、意見がありました。箱物をいろいろ、先々先々のことを考えていけば、８年１０年、じきに検討中で終わってしまう。しかし問題は今の小学生中学生が一貫教育することによって、要するにメリットの多いことが生じてくる。これはわかっておる。しかし、それをですね、やはり実現に向けて、箱物は後でもいい。中身を先に、今現在の小学校中学校ということを一緒に、一括化ですね、一貫教育をできないか。これは考えてみたら、すぐにできるんです。これはね。

だから、そういうようなこともですね、非常に、この間の我々の議会の研修を通じて、やはり職員の方々も、そうした思いでやっていただいたことに、私は非常に成果があったもんやなと。これは町長の指示に基づいて、これをやってみるということで、進達していただいたものと理解しておりますけども、こうしたことを機会に、今、火をついておるということも多々ございます。

我々、私自身が、いろいろと西本町長に、このことで１６年間の成果を思い起こしていれば、きりはございません。本当に１６年あっという間でございました。私も町長と同級生で、自分自身の、これは身の振り方も、これからよく考えて、今おるところでございますので、またこれから安堵町のために、しっかりと思いを起こしていただいて、次期の後継者をしっかりと安堵町のために推薦いただくことをお願い申し上げまして、私の意見とさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（近藤晃一）　はい。ありがとうございました。

只今、西本町長から御勇退の御発言がございました。１６年間、町のために御尽力いただきましたこと、本当にありがとうございました。

それでは、これで本日の日程は、すべて終了いたしました。

会議を閉じます。

令和８年第１回安堵町議会定例会を閉会いたします。

どうもお疲れ様でした。

閉　会

午前１１時１２分
